

2021年12月21日
2023年2月8日改
2024年4月5日改
2025年12月16日改

国別登録簿管理口座保有者 各位

環境省 地球環境局 国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官付 JCM 推進室長

経済産業省 GX グループ 地球環境対策室長

2025年末における京都メカニズムクレジットの取扱いについて

国別登録簿に口座を開設されている皆様に、京都メカニズムクレジットの現在の取扱いについて、下記の通り国別登録簿システムを2025年末をもって閉鎖することとしましたのでお知らせ致します（システム停止時間：2025年12月26日12時）。保有されている京都メカニズムクレジットについては、法的な地位に変更はなく閉鎖後も消滅することはございません。

記

2021年に開催された国連気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）にて、パリ協定6条（市場メカニズム）の実施指針が合意され、京都議定書のクリーン開発メカニズム（CDM）プロジェクト及びそのクレジット（認証排出削減量。以下「CER」といいます。）については、一部をパリ協定6条4項に基づく国連管理型メカニズムに移管することが決定されました（パリ協定第3回締約国会合決定文書3/CMA Annex パラグラフ73, 75、及び京都議定書第16回締約国会合決定文書2/CMP.16 パラグラフ7。以下「決定文書」といいます。）（別紙参照）。

また、2022年に開催されたCOP27では、パリ協定6条4項に基づく国連管理型メカニズムへのCDMプロジェクト及びCERの移管に係る手続きが決定されました。その決定を踏まえ、2023年5月末に開催された第5回パリ協定6条4項監督機関会合にて、CDMプロジェクト活動及びプログラム活動のパリ協定6条4項への移管手続の詳細が承認され、同年6月30日よりその手續が正式に開始されています。

パリ協定6条4項への移管申請の手続や、移管可能なCDMプロジェクト活動及び移管申請中のCDMプロジェクト活動は、UNFCCC事務局ホームページに掲載されています。

す。

移管された CDM プロジェクト活動及びプログラム活動から発行される CER (A6.4 ERs) は、6 条 4 項におけるメカニズム登録簿で発行・管理され、我が国の国別登録簿において発行されることはありません。移管された CDM プロジェクト活動及びプログラム活動の CER について、その取得を希望される場合、下記のウェブサイトにおいて、移管承認の状況や、今後、開催される締約国会議や 6 条 4 項監督機関会合の結果をご確認ください。

参考：[Transition of CDM activities to Article 6.4 mechanism](#)

[CDM activities requested for transition to the Article 6.4 mechanism](#)

また、2020 年より前に行われた削減活動からの CER について、以下の条件の下、2025 年又は 2030 年を終了年とする最初の NDC（国が決定する貢献）に限って活用しうる旨、決定文書で規定されていますが、我が国においては、2020 年より前に行われた削減活動からの CER については、2030 年度の NDC における目標達成に向けた償却(NDC への活用)は想定していません。また、現在、国別登録簿にある CER のうち、パリ協定 6 条 4 項に基づく国連管理型メカニズムへの移管の対象となる CER はありません。

- ・2013 年 1 月 1 日以降に登録されたプロジェクト
- ・CER は 6 条 4 項メカニズム登録簿に移転され、2021 年より前の削減として明記
- ・相当調整及び SOP（義務的な収益）は適用されない
- ・上記に該当しない CER の使用について、将来の CDM 決定に従う
- ・植林・再植林 CDM からの CER について、NDC に使用できない

第一約束期間 (CP1)、第二約束期間 (CP2) のクレジット (CER 以外の京都メカニズムクレジットを含みます。) に関わらず、クレジット保有者の自主的な取り組みとして、クレジットの取消を行い、オフセット等に活用することは可能です¹。

我が国における国別登録簿は、京都メカニズムクレジットについて、発行、保有、移転、取得、取消及び償却を行うために構築された登録簿であり、その機能を終了する国別登録簿システムの閉鎖について 2025 年末とすることとした。システムの終了にともない保有しているクレジットが消滅することはありませんが、これを機に保有されている京都メカニズムクレジットについては早期の活用を御検討ください。

¹ クレジットの移転について、CMP8 での決定により、京都メカニズムクレジット (CER、ERU、AAU、RMU、t-CER) の国際排出量取引を通じた国外口座への移転を行うことはできません。ただし、国内口座間での移転は、引き続き行うことができます。なお、適用期間が CP2 である t-CER の有効期限は 2025 年 12 月 31 日となっております。

移転や取消の方法については、下記 web サイトの“国別登録簿の申請手続に関する手順書”（システム閉鎖まで掲載となります。）をご参考ください。

<<http://www.registry.go.jp/sinseisyo.html>>

なお、システムが 2025 年末に閉鎖されますが、2026 年 1 月 1 日以降も国内法令上は次に掲げる法令（別紙参照）に基づき、算定割当量（京都メカニズムクレジット）に関する規定は法的効力を有し、法的地位に変更ございません（今後法令改正等がなされる場合は除きます。）。

- ・地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 56 号）附則第 2 条第 2 項
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 327 号）附則第 2 項
- ・割当量口座簿の運営等に関する省令を廃止する省令（案）の附則（2025 年内に公布、2026 年 1 月 1 日施行予定）

また、システム閉鎖後における各種申請等の窓口については、当面の間は環境省地球環境局国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官付 JCM 推進室及び経済産業省 GX グループ地球環境対策室が担います。

【よくあるご質問】

■京都メカニズムクレジットにどういった使い道があるか？

- ・政府の行う制度の下での活用（温対法に基づく温室効果ガス（GHG）排出量 算定・報告・公表（SHK）制度や GX-ETS 制度など）はできません。
- ・京都メカニズムクレジットの取消を行うことによって、自社（又は他社）の活動における GHG 排出のオフセットとして活用することは可能です。また、国内の口座間でのクレジット移転は可能であるため、口座をもつ事業者間で取引を行うことは可能です。
- ・なお、カーボンクレジットを活用したカーボンニュートラルの主張について、その需要側の十全性も昨今、求められていることから、外部に対しては適切な説明ができるようにご対応ください。

■保有する口座を閉鎖する場合はどのような手続を取るのか。

- ・別添様式集内の管理口座の廃止に関する様式に必要事項を記載のうえ、下記問い合わせ先にメールにて送付してください。担当者が手続きを行い、完了しましたら、御連絡差し上げます。

■国別登録簿のシステムが閉鎖した後に保有クレジットを確認することはできるのか。

- ・別添様式集内の記録事項の証明に関する様式に必要事項を記載のうえ、下記問い合わせ先にメールにて送付してください。担当者より回答いたします。

以上

お問い合わせ先

環境省 地球環境局 国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官付 JCM 推進室 担当：森・高橋

TEL : 03-5521-8246、E-mail : kyomecha-registry@env.go.jp

経済産業省 GX グループ 地球環境対策室 担当：三井・市川

TEL : 03-3501-7830、E-mail : bzl-kyomecha-registry@meti.go.jp

パリ協定第3回締約国会合決定文書3/CMA.3（抜粋）

Transition of clean development mechanism activities

73. Project activities and programmes of activities registered under the clean development mechanism under Article 12 of the Kyoto Protocol (CDM) or listed as provisional as per the temporary measures adopted by the Executive Board of the CDM may transition to the mechanism and be registered as Article 6, paragraph 4, activities subject to all of the following conditions:

- (a) The request to transition the CDM project activity or programme of activity being made to the secretariat and the CDM host Party as defined by decision 3/CMP.1, by or on behalf of the project participants that were approved by that CDM host Party by no later than 31 December 2023;
- (b) The approval for such transition of the CDM project activity or programme of activity being provided to the Supervisory Body by the CDM host Party by no later than 31 December 2025;
- (c) Subject to paragraph 73(d) below, the compliance with these rules, modalities and procedures, including on the application of a corresponding adjustment consistent with decision 2/CMA.3, relevant requirements adopted by the Supervisory Body, and any further relevant decisions of the CMA;
- (d) The activity may continue to apply its current approved CDM methodology until the earlier of the end of its current crediting period or 31 December 2025, following which, it shall apply an approved methodology pursuant to chapter V.B above (Methodologies).

Use of certified emission reductions towards first or first updated nationally determined contributions

75. Certified emission reductions (CERs) issued under the CDM may be used towards achievement of an NDC provided the following conditions are met:

- (a) The CDM project activity or programme of activities was registered on or after 1 January 2013;
- (b) The CERs shall be transferred to and held in the mechanism registry and identified as pre-2021 emission reductions;
- (c) The CERs may be used towards achievement of the first NDC only;
- (d) The CDM host Party shall not be required to apply a corresponding adjustment consistently with decision 2/CMA.3 in respect of the CERs and not be subject to the share of proceeds pursuant to chapter VII above (Levy of share of proceeds for adaptation and administrative expenses);

- (e) CERs not meeting the conditions in paragraph 75(a–d) above may only be used for achievement of an NDC in accordance with a relevant future decision of the CMA;
- (f) Temporary CERs and long-term CERs shall not be used towards NDCs.

京都議定書第16回締約国会合決定文書2/CMP.16（抜粋）

7. *Decides* that requests for registration, renewal of crediting period and issuance of certified emission reductions for project activities, as well as the equivalent submissions for programmes of activities, relating to emission reductions occurring after 31 December 2020 may not be submitted under the clean development mechanism, acknowledging that such requests and submissions may be made under the mechanism established by Article 6, paragraph 4, of the Paris Agreement (hereinafter referred to as the Article 6, paragraph 4, mechanism), approval of which is subject to the compliance with its rules, modalities and procedures and any other requirements determined by the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to the Paris Agreement or the body that supervises the Article 6, paragraph 4, mechanism as designated by decision 3/CMA.3 (hereinafter referred to as the Supervisory Body);

◎地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第56号）

附 則

（経過措置）

第2条（略）

2 前条第二号に掲げる規定の施行の際に現に第二条の規定による改正前の地球温暖化対策の推進に関する法律（以下この項において「第二号旧法」という。）第九章の規定により算定割当量の管理を行っている口座名義人に係る第二号旧法第四十五条第三項の規定により当該口座名義人の管理口座に記録されている算定割当量については、第二号旧法第九章、第六十二条第一号から第三号まで並びに第七十五条第二号及び第三号の規定は、なお効力を有する。

◎地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第327号）

附 則

（経過措置）

2 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第二条第二項の規定によりなお効力を有することとされた同法第二条の規定による改正前の地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号。以下「旧法」という。）第九章の規定により算定割当量の管理（旧法第四十三条第一項に規定する算定割当量の管理をいう。）

を行っている口座名義人（旧法第四十五条第二項に規定する口座名義人をいう。）に係る旧法第四十五条第三項の規定により当該口座名義人の管理口座に記録されている算定割当量（旧法第二条第七項に規定する算定割当量をいう。）については、この政令による改正前の地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第四章並びに第二十九条第一項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）、第二項（同条第一項第一号から第三号までに係る部分に限る。）及び第三項の規定は、なおその効力を有する。

◎割当量口座簿の運営等に関する省令を廃止する省令（令和7年内に公布予定）

附 則

（経過措置）

2 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第二条第二項の規定によりなお効力を有することとされた同法第二条の規定による改正前の地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号。以下「旧法」という。）第九章の規定により算定割当量の管理（旧法第四十三条第一項に規定する算定割当量の管理をいう。）を行っている口座名義人（旧法第四十五条第二項に規定する口座名義人をいう。）に係る旧法第四十五条第三項の規定により当該口座名義人の管理口座に記録されている算定割当量（旧法第二条第七項に規定する算定割当量をいう。）については、この省令による廃止前の割当量口座簿の運営等に関する省令の規定は、なおその効力を有する。